

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

利用上の注意

この章は、平成 13 年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。

源泉徴収税率（平成 13 年分）		
(1) 利子所得（源泉分離）	15%	
(2) 配当所得		
株式等		
イ 総合課税分	20%	
ロ 源泉分離課税選択分	35%	
ハ 確定申告不要分	20%	
公募投資信託等の収益の分配等（源泉分離）	15%	
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は 16%）	
(4) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離課税選択分）	20%	
（平成元年 4 月 1 日以降適用）		
(5) 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	（略）	
(6) 退職所得		
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額表」.....（略）	
ロ 無申告の場合	20%	
(7) 報酬・料金等		
イ 原稿料等（所得税法第 204 条 1 号）	} 1 回の支払金額 100 万円までの部分 10%	
弁護士、税理士等（同条 2 号）		"} 100 万超の部分 20%
職業野球選手、騎手等（同条 4 号）		
芸能等についての出演、演出等（同条 5 号）		
契約金（同条 7 号）		
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 2 号）	} 10%	
職業拳闘家（同条 4 号）		= 1 回の支払金額 5 万円超
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 4 号）		= 月中の支払金額 12 万円超
パー、キャパレーのホステス（同条 6 号）		= (5 千円 × 日数) を超える額
広告宣伝の賞金（同条 8 号）		= 1 回の支払金額 50 万円超
競馬の馬主が受ける賞金（同条 8 号）	= (賞金額の 20% + 60 万円) を超える額	
ハ 診療報酬（同条 3 号）	= 月分の支払金額 20 万円超	10%
ニ 芸能法人（所得税法第 174 条）		10%
(8) 公的年金等（所得税法第 203 条の 2）= ((公的年金等の支給額) - (控除額))		10%
(9) 生命保険契約等に基づく年金（第 207 条）	（支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額）で 25 万円を超えるもの	10%